

外来・在宅ベースアップ評価料 I

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図る為、厚生労働大臣が定める施設基準に基づき、「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しています。

本加算は、医療従事者の人材確保と医療機関に勤務する職員（看護師、事務職員）の処遇改善を図り、今後も患者様へ良質な医療サービスの提供が継続的に行われることを目的として設けられています。

この評価料による診療費の上乗せ分は、医療従事者の賃上げに全て充てられます。

外来・在宅物価対応料

当院では、診療報酬点数表に基づき、昨今の光熱費や医療材料費などの物価高騰に対応し、医療を安定的に継続するため、「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

令和8年6月1日

医療法人 佐野医院

理事長 佐野 幸寛